

【特殊詐欺防止広報啓発支援事業に関するQ & A】

問 警備業法第4条の認定を受けた警備業者で、県内に事務所を有していれば、公募に参加することは可能ですか。

答 本業務は警備業法第2条第1項第1号に規定する業務（事務所、住宅、興業場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務）を行うことを想定していますので、同号業務に区分される警備員指導教育責任者を選任して届出を行っていることを必要とします。

問 公募実施要綱内の「3事業要件」に「支援員は、週29時間勤務とし、一律月額報酬150,000円で積算すること」と記載されていますが、年末年始（12月29日～1月3日）においても週29時間の勤務をさせることを要しますか。

答 年末年始期間の勤務は要しません。

12月最終週については、週29時間には足りませんが、12月28日までを勤務日としてください。

問 支援員の週間稼働日数や曜日、時間帯に決まりはありますか。

答 特に週間勤務日数や曜日、時間帯は設定していませんので、各支援員の勤務時間を週29時間として実施体制を検討してください（下例を参照）。

また、全ての支援員を同一日に勤務させる必要はなく『支援員Aは月～木曜日、支援員Bは火～金曜日に勤務（週4日勤務の場合）』としても問題ありませんが、特殊詐欺の発生状況に応じては、委託者と協議の上、土日祝においても稼働することを想定しておいてください。

【例1】 7時間15分×週4日＝29時間／週

【例2】 （6時間×週4日）＋（5時間×週1日）＝29時間／週

問 新規雇用した支援員に対する新任教育の費用は、本事業の対象経費に含めることはできますか。

答 対象経費に含めます。

新任教育を行うために要する経費（教育期間中の支援員の人件費等を含む）についても経費として積算してください。

問 仕様書で、支援員の人数は「32名」とされていますが、中途退職や、コロナ感染の疑いにより自宅待機させる者がいることを見越し、予め支援員として40人を雇用しておくことは出来ますか。

答 欠員補充を見込んだ余剰人員の雇用は認められません。

あくまで当初の雇用人数は「32名」とし、中途退職者が出た場合は、その都度、補充採用するようにしてください。

なお、新型コロナウイルスの感染疑いによる自宅待機など、やむを得ない事情により一時的に欠員が生じる場合は、同期間中の事業実施方法について、委託者と受託事業者が協議して決定することとします。

問 事業開始日はいつからになりますか。

答 履行期間は「契約締結日」としています。

同日以降、支援員に対する教育期間を見込み、実際の事業開始日を設定した上で経費を積算してください。（支援員に対しては、必ず法定の新任教育を受けさせた上で活動に従事させるようにしてください。）

問 仕様書で、「備品については、リース又はレンタルとすること。」とありますが、「備品」とはどのようなものを指しますか。

答 「備品」とは、長期間その形状を変えないで比較的長く使用し、かつ保存出来る物品（購入費用が10万円以上）を指します。

例えば、本事業の遂行に必要な事務机や椅子、コピー機、パソコン、自動車等が挙げられます。

問 管轄が神戸、阪神、東播地域と広範囲であることから、統括責任者、現場責任者、支援員に加え、副統括責任者(統括責任者代理)を追加することは出来ますか。

答 総事業費(72,097千円)の範囲内で、仕様書に記載している業務従事者に加え、「副統括責任者」を設置すること(又は現場責任者のうち1名を兼務させる等)の提案は可能ですが、その役割や必要性を明確にするようにしてください。また、副責任者を追加で設置することにより人件費が増加することが考えられますが、あくまで新規雇用する支援員の人件費が総人件費の3/4以上となるように留意してください。